

# 一般社団法人の理解②

## -一般社団法人設立の要件-

1. 設立する為に必要とされる主な要件
2. 機関構成についての主な要件
3. 一般社団法人の欠格事項
4. 運営・その他についての主な要件
5. 設立のために準備するもの

# 1. 設立する為に必要とされる主要要件：

## ーポイント概要ー

- 「法務局」で「一般社団法人・設立登記手続き」が必要
- 「定款」は「設立時の社員」が作成
- 「定款」は「公証人の認証」を受けなければならない



(注1)申請する法務局→「**主たる事務所を管轄する法務局**」で行う必要がある

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>

(注2)定款の認証→「**主たる事務所を置く都道府県内の公証役場**」で行う。左記都道府県内に所在する公証役場であれば、どこでも構わない

<http://www.koshonin.gr.jp/list>

(注3)**公証役場で認証を受けた定款でない**と→**法務局で受理されない**

(注4)一般社団法人は**準則主義**

→必要書類を揃えて登記手続きを行えば設立可能→許可制ではない

## 2. 機関構成についての主要要件：

### ーポイント概要ー

- 「社員」（設立発起人）2名以上が必要
- 「理事」（任期は2年以内）→必置機関
- 「社員総会」→必置機関
- 「理事の選任」→社員総会決議によって選任が必要
- 「理事の欠格事由」に該当しないこと

(注1)社員総会→社員で構成される一般社団法人の**意思決定機関**

(注2)社員→一般社団法人を設立する構成員→**従業員とは異なる**

(注3)理事→**1名以上**必要

→2名以上いる場合は代表理事を社員総会で決議可能

(注4)**最小規模**の機関構成→

→「**社員総会（社員は2名以上必要） + 理事（1名）」**

(注5)**社員と理事は兼職が可能**→よって最少人数2名で設立可能



### 3. 一般社団法人の欠格事項：

No.	概要
1	法人
2	成年被後見人若しくは被保佐人、または外国の法令上これらと同様に扱われているもの
3	一般社団法人法、もしくは会社法の規定に違反し、または民事再生法、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から <b>2年を経過しない者</b>
4	上記3に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者
5	監事は、一般社団法人またはその子法人の理事または使用人を <b>兼ねることができない</b>



## 4. 運営・その他についての主要要件：

### ーポイント概要ー

- 「**剰余金・残余財産**」を受ける権利→社員・設立者に付与は出来ない
- 「**自主的・自立的**」な運営が必要→行政監督無し・簡易手続設立可能
- 「**社員・評議員・債権者への開示、事務所据え置きが必要な書類**」
  - ①**事業年度毎の計算書類**
  - ②**事業報告書作成**
- 「**貸借対照表**」の公告が必要



(注1) **収益事業実施は可能**→利益を法人活動経費・法人目的達成費用等に充当可能

(注2) **事業内容にも制限がない**→自由に活動を行うことができる

(注3) 毎事業年度「決算公告」→財務状況等の情報公開が求められる

→提示社員総会に提出→計算書類は社員総会の承認必要有り

(注4) **監事設置法人**→監事による監査を受ける必要有り

## 5. 設立のために準備するもの：

### ーポイント概要ー

- ① 設立時**社員**の「印鑑証明書」(全員分の印鑑証明書・各自1枚)
- ② 設立時**役員**の「印鑑証明書」
- ③ 印鑑証明書に登録された「**個人の実印**」
- ④ 設立する一般社団法人の「**実印(代表理事印)**」
- ⑤ **主たる事務所**の住所



(注1) 設立時社員の実印→**公証役場**提出時点で発行から**3ヶ月以内**であること

(注2) 設立時役員の実印→**法務局**提出時点で発行から**3ヶ月以内**であること

(注3) 設立時**社員**[個人]の実印→定款・設立時理事選任・主たる事務所決定書に捺印

(注4) 設立時**役員**[個人]の実印→就任承諾書・設立時代表理事選定書等に捺印

(注5) **法務局設立登記申請時**→印鑑を届出ることによって「**法人の実印**」となる

(注6) **3本**の印鑑を揃える→「**法人実印**」「**銀行印**」「**認印**」

(注7) 定款→最小行政区記載でOK・法務局登記申請→正確な住所必要